

沼津市立第四中学校 R8 校内生活の約束

1 学校生活 ※どのの人にとっても、より良い集団生活にするために、以下のことを守る。

- ① 決められた時刻にそろえるよう準備する。(登下校、朝・帰りの会、授業の開始するなど、先を見て行動)
- ② 他の迷惑となる行為をしない。
(集会や授業などでは私語を慎む、校舎内で大声を出したり暴れたり走ったりしない など)

2 対人関係 ※四中人権宣言を実現するために、以下のようなことがあってはならない。

- ① 暴力をふるったり、暴言をはいたりする。
- ② 脅す。
- ③ 嫌がらせをする。
- ④ 不当なことを命令する。

3 服装

【制服について】

- ・(上)ブレザー、白のワイシャツ(下)スラックスまたはスカート
- ・(上)ワイシャツまたはポロシャツ(下)スラックスまたはスカート
ポロシャツについては、裾を出した着用可
- ・譲り受けた旧来の詰襟学生服、セーラー服にスカートも可

★譲り受けた旧来の制服でも可

★ジャージ着用時、体育着の裾はジャージの中に入れる。ワイシャツ等はズボンの中にしまい、袖のボタンはとめる。

★スラックス着用時はベルトを着用する。

※季節や各自の健康状態に応じた制服を着用する。

※登校は制服。

※下校は学校の服装、または部指定の服装とする。(休日を含む。)

- ① 袖をまくり上げる時はしっかりと折る。ズボンの裾はまくりあげない。スカートを折らない。
- ② 肌着を着る。ただし、柄等が透けにくいものにする。
- ③ 靴下の色は白または黒、紺とする。
- ④ ジャージを着用する場合は、正しく着る。腰に巻かない。
- ⑤ 寒い場合は、手袋、マフラー、防寒着(セーター、カーデガン等)を着用してもよい。
また、黒タイツも着用可とする。パーカー・ハイネック等制服からはみ出るものは不可。
- ⑥ 携帯用カイロは持参可とする。ただし、カイロは必ず家に持ち帰って捨てること。

◎ 着替え ※着替えが必要な場合は、自分で日課を考えて事前に着替えておく。また、衣替え期間は設けない。

- ① 朝は制服で登校する。清掃時は、体操着またはジャージで取り組む。
- ② 始業式や終業式、卒業式等の行事は全生徒制服とする。学期テストの日は全教科(終日)制服で受験する。

4 頭髪等の身だしなみ

学校教育目標「社会人基礎力を備えた人」の通り、公の場に立つのにふさわしい髪型を考えること。

- ① 授業や運動のさまたげにならない。
- ② 人に不快感を与えない。(パーマ、そりこみ、脱色、染色等加工は禁止。)
- ③ ゴム、ピンの色は黒・紺・茶で飾りのないシンプルなものとする。
- ④ 眉を剃ったり、化粧をしたりはしない。

★ 教師や保護者の助言・指導は積極的、主体的に受け止める。

5 履物 ※運動に適した靴(運動靴)を用いて通学する。

- ① ハイカットは運動に適さないため不可とする。だらしない履き方(かかと踏み、ひもを縛らない)はしない。
- ② 校内で使用する上履きには記名をする。

★ 教師や保護者の助言・指導は、積極的・主体的に受けとめる。

四中人権宣言
私たちが四中生は、
—お互いの人格を尊重し、
—思いやりの心を育みます。
—不当な上下関係をなくし、
—明るい学校生活を築きます。
—協力したることに取り組み、
—お互いの信頼関係を深めます。

6 所持品

- ① カバンは四中指定の黒リュックとする。カバンに入りきらないものについては、四中指定のサブバッグを使用する。自分のカバンが分かるように目印になるもの【自分の握り拳より小さいもの】を1つのみ付けて良い。
- ② 学校生活に必要な物品(金銭、携帯、スマホ、お菓子等)並びに危険物と認められる物は学校に持ってこない。持ってきた場合は学年で一時預かり、保護者を通して返却することとする。
- ③ 個人所有のボールは持ってこない。

7 上履き、ジャージなどの貸し出し

- ① 上履きを忘れた場合は、職員室の学年教員に申し出て、貸し出しサンダルを借りる。
- ② ジャージと体操服の貸し出しは、特別な場合を除いて認めない。
- ③ 箸を忘れた場合は、職員室に割り箸をもらいに行き、持ち帰る。

8 外出

- ① 登校後(生徒玄関を通過して校舎内に入った後)の外出は許可されない。
- ② 忘れ物は、原則として家に取りに行かない。家庭に連絡が必要な場合は、職員室に申し出る。

9 欠席等の届出、遅刻の手続き

- ① 病気その他やむを得ない理由により、欠席・早退・遅刻をする場合には、当日の朝、保護者が学校にリーバーで8:00までに連絡する。電話で連絡したい場合、7:40以降に連絡する。
※リーバーに前日に事前入力すると、当日の確認画面に表示されません。ご注意ください。
- ② **8:10から朝の会が開始できるように登校。**遅刻した場合は職員玄関から入り、職員室で手続きをする。

10 盗難・拾得・破損

- ① 所持品の盗難・紛失にあった場合や物品を拾った場合には、できるだけ早く教師に届け出る。
- ② 学校の施設並びに物品を破損した場合は、ただちに教師に申し出て、その指示をうける。

11 施設備品使用

- ① 学校備品を使用するときは、教師の許可をうけて使用するとともに、大切に扱う。
- ② 火災・地震等の緊急時を除き、上履きのまま校舎外へ出ない。(上履きで生活する範囲を守る。)
- ③ 土日曜・祝祭日・休業日は、許可なく校舎内に立入ることはできない。

12 清掃・整頓

- ① 各学級は分担区域を責任もって常に清潔にし、整頓しておく。
- ② 自分の持ち物はロッカーや机の中に入れ、床の上に置かない。また、防災上の理由から、机の横にサブバッグはかけない。

13 戸締り

- ① 学級当番または清掃当番は清掃時及び下校の際、責任をもって戸締まりをする。また、部活動で使用した部室および教室の戸締りはその部で責任をもつ。

14 災害防止

- ① 理科実験並びに技術家庭科実習等において、教師の監督以外は火気の使用を禁止する。
- ② 火災や地震等の非常事態が発生した場合は、すべて教師の指示に従って行動する。